

ISBN4-324-07250-7 C3036 ¥476E

定価(本体476円+税)

[5106626-00-000]



9784324072509



1923036004769

The Earth Charter

Values and Principles for a Sustainable Future



地球憲章

持続可能な未来に向けての価値と原則

地球憲章

持続可能な未来に向けての価値と原則

Respect and care for the community of life

Ecological Integrity

Social and Economic Justice

Democracy, Nonviolence, and Peace

The Earth Charter

Values and Principles for a Sustainable Future



地球憲章

持続可能な未来に向けての価値と原則

地球憲章推進日本委員会

監修



きょうせい



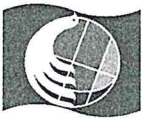
地球憲章推進日本委員会 監修

地球憲章

持続可能な未来に向けての価値と原則

目次

●推薦のことば	
●はじめに——地球憲章の成立過程に参加して	
1. 地球憲章 (日英対訳)	1
前文	2
1. 生命共同体への敬意と配慮	8
II. 生態系の保全	10
III. 公正な社会と経済	14
IV. 民主主義、非暴力と平和	18
今後の選択の道	22
2. 地球憲章本文解説	25
●地球憲章委員会	53
●地球憲章推進日本委員会 (賛同者)	54
●地球憲章イニシアティブ	55



●推薦のことば
近代社会の矛盾を克服する「地球憲章」

哲学者 梅原 猛

私は「地球憲章」の精神に賛成であり、この理念を世界に広めていかねばならないと思っている。なぜなら、今や人類は、自分を会社に属する人間とか、国に属する人間などと考える前に、地球に住む人類の一員として自覚しなければならぬ時代がきていると私は思っているからである。

私は、近代思想はすでに行き詰まっているが、人類はまだこのような近代思想の行き詰まりを自覚することなく、近代思想に寄りかかってさまざまなトラゲルを引き起こしていると日ごろから考えている。

近代思想には二つあると思う。一つはデカルトとベーコンによって確立された人間中心主義である。つまり世界の中心に人間がいて、人間に対立する自然の法則を科学的に認識することによって、人間が自然を奴隷の如く支配し、豊かで便利な生活を享受することを歴史の進歩と考える思想である。

ここで人間の自然征服が無条件に善とされるが、その自然征服がいわゆる環境破壊を招き、今や地球は日々に荒野と化している。人間が自然を征服することを善とする文明から、人間が自然すなわちあらゆる生きとし生けるものと共存する文明に変わらねばならない。

もう一つは、ホッブズがいうように、近代は国家という怪物が支配する時代であるという思想である。この国家という怪物は、特に20世紀になって相互に戦争を行い、何千万、あるいは何億の人間を殺した。カントは、このような怪物の魔力を制限し、戦争をなくすために国家の民主的連合体を作ることによって永久の平和が可能であると考えた。

その理想は国際連盟、あるいは国際連合の組織となって実現されたが、その組織が十分機能的に働いているとはいえない。今の国際連合を考えて

も、そこでは圧倒的な武力をもつ超怪物の国家の我意を他の国家がどう抑えるかが最大の課題であるようにみえる。これが今の人類のおかれた歴史的状况であるとすれば、人類の未来は甚だ暗いといわねばならない。

私は「地球憲章」を、そういう近代の矛盾を克服し、人類の未永い繁栄を図る指針として高く評価したい。



●推薦のことば 地球環境問題のキーワード

ジャーナリスト 幸田シャーマン

地球環境問題を考えるキーワードは「価値観」です。

私たちが生きていく上で、何を大切と思うか、何を優先させたいか。それを決めるのが価値観です。

例えば、スーパーで買い物をするとき、店にレジ袋の提供を求めるのか、それとも自分で買い物袋を持参するのか。その行動選択の裏には、いつとどの便利さを重要と考えるか、それともそれが地球環境にもたらす代償が無視できないと考えるかという、価値観の存在があります。

地球環境問題を解決していくには、私たちの生産や消費のしくみ、生活様式のあり方を変えるだけではなく、その行動の底流にある一人一人の価値観を見直す必要があるのです。

「地球憲章」は、公正な、平和な、持続可能な21世紀の地球社会を実現するために、みなが共有すべき価値観や責任、原則について、世界の多くの人々が国や文化や宗教などの違いを乗り越えて、10年以上の歳月をかけて作った宣誓書です。

ここに書かれている諸原則は、私が環境ジャーナリストとして歩んできたこの十数年の取材活動で学んだことも重なります。

今回出版された「地球憲章—持続可能な未来に向けての価値と原則」が、広く教育現場で活用されることによって、地球的視野に立った責任感を持ち、自然界と共存し、平和で公正な社会をつくることに熱意を持つ若い世代が多く育ってくれたらと願ってやみません。

また学校だけでなく、一般の市民が地球環境問題を考える上でも、必読の文献と言えるでしょう。



はじめに—地球憲章の成立過程に参加して

地球憲章委員会委員、地球憲章推進日本委員会事務局長

広中和歌子

20世紀、人類は科学、技術、医学の進歩によってめざましい経済発展、富、長寿を手に入れましたが、その反面、地球環境問題、人口増加、戦争の規模と被害の拡大など大きな課題を抱えることになりました。

経済発展は多くの、時には修復不可能な環境破壊を引き起こしましたし、貧富の格差など社会的不公平を生みました。また、2つの世界戦争とそれに続く冷戦の下、各地で繰り返された地域紛争で多くの人々の生命、財産、幸福が奪われました。戦争は最大の環境破壊でもあります。20世紀は富める国、富める人々を増加させた一方で、貧しい国は一層貧しくなり、また、一国内における貧富の格差は増大しています。寿命の伸びを享受する人々が増えた反面、今や62億の人間が人間にとって唯一の住み家であるこの地球上に存在し、その数は今後ますます増え、更に地球環境に負荷を与えるでしょう。

その増え続ける人達がより豊かな暮らしを求めて、これまでのような経済発展を志向すれば、地球の資源は枯渇し、更なる環境破壊につながるでしょう。温暖化による異常気象、海面上昇、森林減少、砂漠化等々、こうした環境劣化によって貧しい人達の暮らしはますます貧しくなり、今後環境難民が発生する事態が起こらないとは限りません。貧困は時として人々の心に絶望感を生み、それがテロや紛争に発展すれば、更なる貧困と環境破壊を生み出します。現在、世界の20%の富める国の人々が地球資源の80%を消費していると言われています。貧困に追い討ちをかけるような紛争や環境劣化の悪循環を断ち切り、グローバル・フェアネス（地球規模での公正）の社会を作っていかなければならないというのが、私たちが人類が

足を踏み入れたばかりの21世紀の大きな課題ではなからうかと思えます。

そうした時代背景に先がけ、環境問題の解決には条約や法令だけでは不
充分であり、人々の考え方、行動そのものを変えるような哲学、倫理観、
行動規範が必要だという考え方に立ち、1987年、ブルントラント委員会は、
その報告書「われら共通の未来 (Our Common Future)」の中で地球憲
章の作成を呼びかけました。その後、1992年ブラジルのリオで地球サミッ
トが開催され、「持続可能な発展」が大きなテーマとなりました。折から、
冷戦が終わり、国際社会の中で地球環境問題が人類共通のテーマとして採
り上げられ、協調ムードが高まった時でもありました。182か国の政府代
表をはじめ、国連機関やNGO、宗教団体、市民などが参加したこの会議
では「地球規模で考え、地域で行動する——Think Globally, Act Locally」
という標語の下、熱心な討議がなされました。この会議で採択されたアジ
エンダ 21とリオ宣言の合意に基づき、各国は様々な取り組みを始めてい
ます。

また、この会議では「温暖化防止条約」と「生物多様性条約」が署名さ
れ、「砂漠化防止条約」採択へ向けて政府間の交渉開始も合意されました。
しかし、地球憲章については、IUCN (国際自然保護連合) をはじめいく
つかのNGOがそれぞれ地球憲章案を提出しましたが、まとまるには至り
ませんでした。

リオサミット後の「地球憲章」作成への新たな運動は、1994年 ミハエ
ル・ゴルバチョフ元ソ連邦大統領 (グリーンクロス・インターナショナル
代表) とリオ地球サミットで事務総長を務めたモーリス・ストロング氏
(アース・カウンシル代表) を中心に、オランダのルベルス首相の支援で、
新たなスタートをきりました。1995年オランダはハーグのピース・パリス
に世界中からNGOや宗教者、学者、国際機関の代表、政治家など大勢の
人々が集まり、「地球憲章」を作る提案がなされ、その内容について2日
間にわたるブレインストーミングが行われました。

その後、リオサミットから5年後の1997年、再びブラジル、リオでの
リオ+5の会議が開催されました。その会議と並行して地球憲章起草委員

会も召集され、世界各地から地域、年齢、職業を代表する24名のメンバー
が参加。そこでの地球憲章作成の作業を経て、その成果はリオ+5の会議
で「地球憲章草案」として発表されました。

この草案をもとに、世界中の人々の意見をできるだけ多く聴き、採り入
れ、“ピーブルズ・チャーター”、つまり“人々が作る地球憲章”にしよう
というストロング氏の呼びかけで、世界各地で地球憲章委員を中心に更に
作業は進捗していきました。

この地球憲章委員会に日本から参加した私は、日本の人々からの意見を
採り入れるため、英語の原文を翻訳しました。そのテキストをもとに、環
境文明研究所を主宰する加藤三郎氏を中心としたいくつかのNGOグル
ープが地球憲章を検討、更に加筆して地球憲章委員会本部に日本からの意見
として送付しました。

このように世界各地から寄せられた意見を集約し、地球憲章としてま
とめ上げたのが地球憲章委員会のメンバーである哲学者のステイーン・ロ
ックフェラー教授で、その文章は、3年間の歳月をかけて練り上げられま
した。それを受け、2000年3月、パリのユネスコ本部に地球憲章起草委員
が集まり、最終稿を決定。そして同じ年の6月、再度ハーグのピース・パ
リスに参集し、ベアトリックス女王御臨席の下、地球憲章は正式に発表さ
れました。

地球憲章は私たち人類の唯一の住み家である地球に対する責任を分かち
合い、お互いや他の生物への思いやりをもって、持続可能、かつ平和で公
正な社会を、この21世紀に築くための価値や原則を謳い、行動規範を述べて
います。

それは、私たちがこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄のパターン
を改め、地球の資源を大切に使い、環境によりやさしい、持続可能な社会
にしていくことによって、これ以上の環境劣化を食い止めようとするもの
です。地域のコミュニティとそこに住む人々への配慮を忘れず、それぞれ
の文化や人々の暮らしを尊重しつつ、地球全体の環境を守っていくという
ものです。人権を守り、貧困をなくす努力を行い、識字率を高め、女性

地球憲章

持続可能な未来に向けての価値と原則

The Earth Charter

Values and principles for Sustainable Future

(日英対訳)

や少数民族に配慮した民主的で非暴力の社会を築こうとするものです。

さて、「地球憲章」を作り上げるこれまでの作業を第一段階とすれば、その理念を広め、人々の心の中に定着させ、日々の行動、活動に影響を与えることが第二段階といえるでしょう。

2002年8月、ヨハネスブルグで開催されたリオ+10の地球サミットでは、この地球憲章の支持を広げていくことが確認されました。地球憲章委員会イニシアテイブの下、アメリカ、オーストラリア、イタリヤ、フランス、メキシコ、ポルトガル、フィリピン、インドネシア等々、世界各地でその運動は既に始まっています。そして日本でも地球憲章推進日本委員会が発足し、GEA (地球環境行動会議) のご支援を得て、地球憲章を人々に知ってもらう活動や会議が行われています。

この憲章を広める一助として、地球憲章を副読本として、学校現場、ホームルームなどで使うことができないか、大学の授業、企業や地域の集会や活動の中で紹介してもらえないだろうか、県や市や町にこの地球憲章を採択して欲しい、といったことを地球憲章推進日本委員会としては望んでいます。

幸い、2005年に日本の提案で、「国連持続可能な開発のための教育の10年」が始まります。地球憲章がその一環として環境教育の中に盛り込まれ、社会のあり様や人々の考え方に大きな影響を与えることを願っています。

21世紀の人々が平和で安全、かつ持続可能な地球社会を築くためには、互いに、そして他の生物に様々な形で配慮しなければならぬ、というごく当たり前のことを、この地球憲章は私たちに思い出させてくれます。どうか、それぞれのお立場で地球憲章の輪を広げて下さい。

なお、この小冊子は地球憲章の原文、和訳、解説などから成り立っております。「解説」作成にあたって、特にご協力いただきました功力達朗氏、竹内恒夫氏、安本恒己氏、吉川弘行氏をはじめ、推薦文と貴重な助言をいただいた梅原猛氏、幸田シャーマン氏、そして地球憲章推進日本委員会の賛同者の皆様に対し心から感謝申し上げます。



地球憲章

前文

私たち人類は今、自分たちの未来を選択しなければならないという、地球の歴史上重大な転換点にさしかかっている。世界がますます相互依存を強め、他からの影響を受けやすくなるにつれて、未来には大きな希望と同時に、大きな危機が存在している。私たちが未来に向かって前進するためには、自分たちが、素晴らしい多様性に満ちた文化や生物種と共存する、ひとつの人類家族であり、地球共同体の一員であることを認識しなければならぬ。自然への愛、人権、経済的公正、平和の文化の上に築かれる持続可能な地球社会を生み出すことに、私たちはこそぞって参加しなければならぬ。そのためには、地球上で生をいとむ人間として、私達は互いに、より大きな生命の共同体に、そして未来世代に対して、責任を負うことを明らかにすることが必要不可欠である。

私たちのすみか、地球

人類は広大な、進化しつつある宇宙の一部である。私たちのすみかである地球には、たぐいまれな生命共同体が共生している。自然の偉力は、生き抜くことを困難で予想し難いものになっているが、同時に、地球は生命の進化に必要な不可欠な環境条件をもたらしてくれている。生命共同体の活力と人類の幸福は、実に様々な動植物、肥沃な土壌、清浄な水、そして澄んだ空気など、すべての生態系を含む健全な生物圏を維持することにかかっている。限られた資源しかない地球の環境は、全人類にとって共通の関心事である。地球の生命力、多様性、その美しさを保護することは、人類に課された神聖な義務でもある。



THE EARTH CHARTER

PREAMBLE

We stand at a critical moment in Earth's history, a time when humanity must choose its future. As the world becomes increasingly interdependent and fragile, the future at once holds great peril and great promise. To move forward we must recognize that in the midst of a magnificent diversity of cultures and life forms we are one human family and one Earth community with a common destiny. We must join together to bring forth a sustainable global society founded on respect for nature, universal human rights, economic justice, and a culture of peace. Towards this end, it is imperative that we, the peoples of Earth, declare our responsibility to one another, to the greater community of life, and to future generations.

Earth, Our Home

Humanity is part of a vast evolving universe. Earth, our home, is alive with a unique community of life. The forces of nature make existence a demanding and uncertain adventure, but Earth has provided the conditions essential to life's evolution. The resilience of the community of life and the well-being of humanity depend upon preserving a healthy biosphere with all its ecological systems, a rich variety of plants and animals, fertile soils, pure waters, and clean air.

The global environment with its finite resources is a common concern of all peoples. The protection of Earth's vitality, diversity, and beauty is a sacred trust.

地球の状況

これまで行ってきた生産と消費の仕方は、環境の荒廃、資源枯渇、種の大量の絶滅を引き起こしている。地球共同体が損なわれている。開発の恩恵は平等には分配されていず、貧富の差が広がっている。不正、貧困、無知、そして暴力を伴う争いが広がり、人々に大きな苦しみを与えている。更に、かつてない人口増加は、生態系と社会システムへの重荷となっており、地球の安全が根底から脅かされつつある。これらは危険な兆候である。しかし、避けられないことではない。

私たちが直面している課題

地球規模のパートナーシップを形成して地球と人間を大切にすることを生存への道をとるのか、それとも、人類や生命の多様性の破壊に担う道をとるのか、選択するのは私たち自身である。私たちの価値観、社会の仕組み、そして生活様式を抜本的に変えることが迫られている。私たちは、基本的ニーズが満たされている生活の中において、人類の発展とは、私たちが人間的により成長することであり、必要以上に物を所有することではないことをはっきり理解すべきである。私たちは、すべての人々に必要な物をもたらし、しかも環境負荷を減らすことができる知識と技術を持っている。地球市民社会の出現で、民主的な世界が築かれる新たな機会がもたらされている。私たちの環境面、経済面、政治面、社会面、そして精神面の課題は互いに関連しており、私たちは共に包括的な解決を生み出すことができる。

地球的視野に立った責任感

こうした希望を実現するために、私たちは地域共同体だけでなく、地球共同体全体の中の一員であることを考え、共通の責任感を持って生きる決意をしなければならぬ。私たちは、それぞれの国の市民であると同時に、地域と地球がつながっている「ひとつの世界」の市民でもある。すべての人が、人類家族と生き物全体の現在と未来の幸福に、責任を分かち合っ

The Global Situation

The dominant patterns of production and consumption are causing environmental devastation, the depletion of resources, and a massive extinction of species. Communities are being undermined. The benefits of development are not shared equitably and the gap between rich and poor is widening. Injustice, poverty, ignorance, and violent conflict are widespread and the cause of great suffering. An unprecedented rise in human population has overburdened ecological and social systems. The foundations of global security are threatened. These trends are perilous—but not inevitable.

The Challenges Ahead

The choice is ours: form a global partnership to care for Earth and one another or risk the destruction of ourselves and the diversity of life. Fundamental changes are needed in our values, institutions, and ways of living. We must realize that when basic needs have been met, human development is primarily about being more, not having more. We have the knowledge and technology to provide for all and to reduce our impacts on the environment. The emergence of a global civil society is creating new opportunities to build a democratic and humane world. Our environmental, economic, political, social, and spiritual challenges are interconnected, and together we can forge inclusive solutions.

Universal Responsibility

To realize these aspirations, we must decide to live with a sense of universal responsibility, identifying ourselves with the whole Earth community as well as our local communities. We are at once citizens of different nations and of one world in which the local and global are linked. Everyone shares responsibility for the present and future well-being of the human family and the larger living world. The spirit of human solidarity and kinship with all life is strengthened when we live

前文

いる。存在の神秘に対する畏敬の念、授かった生命への感謝の気持ち、そして、森羅万象の中で、人類はいかに小さな存在であるかという謙虚な気持ちを抱いたときに、人類は強く団結し、すべての生命との一体感も強まる。

私たちは、いま生まれつつある地球共同体のために、倫理的基盤となる共有の価値観を、早急につくらなければならない。それゆえに、持続可能な生活のための、互いに関連し合う以下の諸原則が、すべての個人、団体、企業、政府、国際機関の行動を導き判断する規範となることを、希望を込めて、私たちは確認する。

PREAMBLE

with reverence for the mystery of being, gratitude for the gift of life, and humility regarding the human place in nature.

We urgently need a shared vision of basic values to provide an ethical foundation for the emerging world community. Therefore, together in hope we affirm the following interdependent principles for a sustainable way of life as a common standard by which the conduct of all individuals, organizations, businesses, governments, and transnational institutions is to be guided and assessed.



1. 生命共同体への敬意と配慮

1. 地球と多様性に富んだすべての生命を尊重しよう。
 - a. 生きとし生けるものは互いに依存し、人間にとつての利用価値とは無関係に、それぞれが価値ある存在であることを認めよう。^{*26P}
 - b. すべての人が生まれながらに持っている尊厳と、人類の知的、芸術的、倫理的、精神的な潜在能力への信頼を確認しよう。^{*26P}
2. 理解と思いやり、愛情の念をもって、生命共同体を大切にしよう。
 - a. 自然資源を所有、管理、利用する権利には、環境への害を防ぎ、人々の権利を守る義務が伴うことを受け入れよう。^{*27P}
 - b. 自由、知識、権力は、その大きさが増せば増すほど公益推進への大きな責任が伴うことを確認しよう。^{*28P}
3. 公正で、直接参加ができ、かつ持続可能で平和な民主社会を築こう。
 - a. すべての地域社会において、人権と基本的自由を保障し、男女を問わずすべての人に、可能性を十分に活かせる機会を与えよう。^{*28P}
 - b. すべての人が環境に配慮した形で、安全で有意義な暮らしができるよう、社会的、経済的公正さを推進しよう。^{*28P}

*印のページに解説があります。

PRINCIPLES

1. RESPECT AND CARE FOR THE COMMUNITY OF LIFE

1. *Respect Earth and life in all its diversity.*
 - a. Recognize that all beings are interdependent and every form of life has value regardless of its worth to human beings.
 - b. Affirm faith in the inherent dignity of all human beings and in the intellectual, artistic, ethical, and spiritual potential of humanity.
2. *Care for the community of life with understanding, compassion, and love.*
 - a. Accept that with the right to own, manage, and use natural resources comes the duty to prevent environmental harm and to protect the rights of people.
 - b. Affirm that with increased freedom, knowledge, and power comes increased responsibility to promote the common good.
3. *Build democratic societies that are just, participatory, sustainable, and peaceful.*
 - a. Ensure that communities at all levels guarantee human rights and fundamental freedoms and provide everyone an opportunity to realize his or her full potential.
 - b. Promote social and economic justice, enabling all to achieve a secure and meaningful livelihood that is ecologically responsible.

I. 生態系の保全

4. 地球の豊かさと美しさを、現在と未来の世代のために確保しよう。
 - a. それぞれの時代に享受できる行動の自由は、未来世代のニーズによって規制されることを認識しよう。^{*29P}
 - b. 次の世代に、人間を含む地球上の、生きとし生けるものの長期^{*29P}にわたる繁栄を支える価値、伝統、しきたりを伝えていこう。

以上、4つの大きな決意を実行に移すために、以下の諸原則が必要です。



II. 生態系の保全

5. 生物の多様性と、生命を持続させる自然のプロセスに対して、特別な配慮を払いつつ、地球生態系全体を保護し回復させよう。
 - a. すべての開発構想に環境の保全と回復が組み込まれるようにあらゆる持続可能な開発計画と規制を受け入れよう。^{*30P}
 - b. 地球の生命維持システムを守り、地球の生物多様性を維持し、自然遺産を保護するために、野生地や海洋を含む、自然と生物の生存可能な保全地域を指定し、これを守ろう。^{*30P}
 - c. 絶滅の危機に瀕した生物種と生態系の再生を促進しよう。^{*31P}
 - d. 外来種や遺伝子組換え品種の中で、原産種と環境に害を及ぼすものは、規制または根絶し、そうした有害種の移入を阻止しよう。^{*31P}
 - e. 水、土壌、林産物、水産物のような再生可能な資源の使用を、生態系の再生速度を上回らず、生態系のバランスを維持するような方法で、管理しよう。^{*31P}
 - f. 鉱物や化石燃料のような再生不可能な資源の採取や使用については、その資源の枯渇を最小限にとどめ、深刻な環境破壊を引き起こさないような方法で管理しよう。^{*32P}

II. ECOLOGICAL INTEGRITY

4. *Secure Earth's bounty and beauty for present and future generations.*
 - a. Recognize that the freedom of action of each generation is qualified by the needs of future generations.
 - b. Transmit to future generations values, traditions, and institutions that support the long-term flourishing of Earth's human and ecological communities.

In order to fulfill these four broad commitments, it is necessary to:

II. ECOLOGICAL INTEGRITY

5. *Protect and restore the integrity of Earth's ecological systems, with special concern for biological diversity and the natural processes that sustain life.*
 - a. Adopt at all levels sustainable development plans and regulations that make environmental conservation and rehabilitation integral to all development initiatives.
 - b. Establish and safeguard viable nature and biosphere reserves, including wild lands and marine areas, to protect Earth's life support systems, maintain biodiversity, and preserve our natural heritage.
 - c. Promote the recovery of endangered species and ecosystems.
 - d. Control and eradicate non-native or genetically modified organisms harmful to native species and the environment, and prevent introduction of such harmful organisms.
 - e. Manage the use of renewable resources such as water, soil, forest products, and marine life in ways that do not exceed rates of regeneration and that protect the health of ecosystems.
 - f. Manage the extraction and use of non-renewable resources such as minerals and fossil fuels in ways that minimize depletion and cause no serious environmental damage.

6. 生態系保護の最善策として、環境への害を未然に防ぎ、充分な知識がない場合には予防原則をとろう。

- a. 環境にとって重大な、あるいは取り返しのつかない害を及ぼす可能性がある場合には、たとえ科学的知見が不十分、あるいは不確実であっても、それを避けるための行動を起こそう。^{*32P}
- b. 環境に重大な害を及ぼさないとして提案された活動には、**その提案者に証明責任を課し、環境被害に対する責任を負わせよう。**^{*33P}
- c. 意思決定に際しては、人間の活動の累積的、長期的、間接的、長距離的、地球規模的結果を考慮することを明確にしよう。^{*33P}
- d. 環境への汚染はすべて防止し、放射能や有毒、危険物質の蓄積を阻止しよう。^{*34P}
- e. 環境に害を与える軍事行動は回避しよう。^{*34P}

7. 生産、消費、再生産については、地球の再生能力を傷つけず、人権や公共の福祉を保護するような方法を採用しよう。

- a. 生産、消費のシステムにおいて、リデュース、リユース、リサイクルを原則とし、残った廃棄物は生態系に影響がない方向で処理する方法をとろう。^{*34P}
- b. エネルギーの使用については、節約と効率化とともに、太陽光や風力のような再生エネルギー資源への依存を高めよう。^{*35P}
- c. 環境にやさしい技術の開発、採用、公正な移転を推進しよう。^{*36P}
- d. 環境と社会コストを、物やサービスの値段に組み入れ、消費者が、環境面、社会面で最も高い水準に達している商品を選ぶように工夫しよう。^{*37P}
- e. 安全な出産や責任のもてる家族計画を促す保健サービスを、誰もが利用できるようにしよう。^{*37P}
- f. 限りある地球上で、質の高い生活と物質的に「足るを知る」ライフスタイルを採ろう。^{*37P}

6. *Prevent harm as the best method of environmental protection and, when knowledge is limited, apply a precautionary approach.*

- a. Take action to avoid the possibility of serious or irreversible environmental harm even when scientific knowledge is incomplete or inconclusive.
- b. Place the burden of proof on those who argue that a proposed activity will not cause significant harm, and make the responsible parties liable for environmental harm.
- c. Ensure that decision making addresses the cumulative, long-term, indirect, long distance, and global consequences of human activities.
- d. Prevent pollution of any part of the environment and allow no build-up of radioactive, toxic, or other hazardous substances.
- e. Avoid military activities damaging to the environment.

7. *Adopt patterns of production, consumption, and reproduction that safeguard Earth's regenerative capacities, human rights, and community well-being.*

- a. Reduce, reuse, and recycle the materials used in production and consumption systems, and ensure that residual waste can be assimilated by ecological systems.
- b. Act with restraint and efficiency when using energy, and rely increasingly on renewable energy sources such as solar and wind.
- c. Promote the development, adoption, and equitable transfer of environmentally sound technologies.
- d. Internalize the full environmental and social costs of goods and services in the selling price, and enable consumers to identify products that meet the highest social and environmental standards.
- e. Ensure universal access to health care that fosters reproductive health and responsible reproduction.
- f. Adopt lifestyles that emphasize the quality of life and material sufficiency in a finite world.

8. 生態系の持続可能性に関する研究を進め、既存の知識を自由に交換し、幅広く応用しよう。^{*38P}
- 持続可能性に向けての科学面、技術面での国際協力を支持し、特に発展途上国のニーズに配慮しよう。^{*38P}
 - すべての文化が持つ伝統的知識と精神的知恵の中で、環境保護と人々の福祉に貢献するものを認め、守っていこう。^{*39P}
 - 人間の健康と環境保全にとって非常に大切な情報は、遺伝子情報を含め、誰にも独占されず開かれていることを確保しよう。^{*39P}



III. 公正な社会と経済

9. 倫理的、社会的、環境的要請として、貧困の根絶に取り組みよう。
- 飲料水、きれいな空気、食料の安全性、汚染されていない土壌、住居、安全な公衆衛生への権利を保証し、そのために必要な資源を、国内及び国境を超えて分配しよう。^{*39P}
 - すべての人が持続可能な生活を送ることができるように、教育や手段を与えよう。自らを支えることができない人々のためには、社会保障やセーフティネットを用意しよう。^{*40P}
 - 目を向けられずにいる人々に気を配り、傷つきやすい人々を保護し、苦しむ人々に奉仕し、彼らが自らの能力を伸ばし、希望を追求できるようにしよう。^{*40P}
10. 経済活動やそのしくみは、あらゆるレベルで公平かつ持続可能な形で人間開発を促進するものとしよう。^{*40P}
- 国の内外を問わず、富の公平な分配を促進しよう。^{*40P}
 - 発展途上国の知的、資金的、技術的、社会的資源を増進させ、重い対外債務から救済しよう。^{*41P}

8. Advance the study of ecological sustainability and promote the open exchange and wide application of the knowledge acquired.
- Support international scientific and technical cooperation on sustainability, with special attention to the needs of developing nations.
 - Recognize and preserve the traditional knowledge and spiritual wisdom in all cultures that contribute to environmental protection and human well-being.
 - Ensure that information of vital importance to human health and environmental protection, including genetic information, remains available in the public domain.

III. SOCIAL AND ECONOMIC JUSTICE

9. Eradicate poverty as an ethical, social, and environmental imperative.
- Guarantee the right to potable water, clean air, food security, uncontaminated soil, shelter, and safe sanitation, allocating the national and international resources required.
 - Empower every human being with the education and resources to secure a sustainable livelihood, and provide social security and safety nets for those who are unable to support themselves.
 - Recognize the ignored, protect the vulnerable, serve those who suffer, and enable them to develop their capacities and to pursue their aspirations.
10. Ensure that economic activities and institutions at all levels promote human development in an equitable and sustainable manner.
- Promote the equitable distribution of wealth within nations and among nations.
 - Enhance the intellectual, financial, technical, and social resources of developing nations, and relieve them of onerous international debt.

- c. すべての貿易は、持続可能な資源の利用、環境保全、先進的な労働基準にかなうものであることを確認しよう。^{*41P}
 - d. 多国籍企業や国際金融機関は、公共の利益のために透明性をもって行動し、自らの活動がもたらす結果に対して責任を負うものとしよう。^{*42P}
11. 男女間の平等と公平は、持続可能な開発にとって必須なものであることを確認し、教育、健康管理、経済的機会を誰もが均等に享受できるようにしよう。
- a. 女性や少女の権利を守り、彼女らに対する暴力を根絶しよう。^{*42P}
 - b. 女性たちが経済、政治、市民生活、社会活動、文化的生活のあらゆる面で、平等なパートナーとして、意思決定者として、指導者として、また、受益者として活発に参画できるようにしよう。^{*42P}
 - c. 家族の絆^絆を強め、家族全員の安全と家族愛を大切にしよう。^{*43P}
12. すべての人が自らの尊厳、健康、幸福を支えてくれる自然環境や社会環境をもつ権利を差別無く認め、特に先住民や少数民族の権利に配慮しよう。
- a. 人種、肌の色、性別、性的指向（同性愛者）、宗教、言語、国籍、民族、出生などに基づくあらゆる差別をなくそう。^{*43P}
 - b. 先住民の精神性、知識、土地、資源に対する権利と、それらを活用した持続可能な生活を続ける権利を確認しよう。^{*43P}
 - c. 私たちの地域共同体に住む若者たちの能力を認め、支援し、持続可能な社会を創造していく上で彼らが重要な役割を果たせるようにしよう。^{*44P}
 - d. 文化的、精神的に大切な場所を、保護し、修復しよう。^{*44P}

- c. Ensure that all trade supports sustainable resource use, environmental protection, and progressive labor standards.
 - d. Require multinational corporations and international financial organizations to act transparently in the public good, and hold them accountable for the consequences of their activities.
11. *Affirm gender equality and equity as prerequisites to sustainable development and ensure universal access to education, health care, and economic opportunity.*
- a. Secure the human rights of women and girls and end all violence against them.
 - b. Promote the active participation of women in all aspects of economic, political, civil, social, and cultural life as full and equal partners, decision makers, leaders, and beneficiaries.
 - c. Strengthen families and ensure the safety and loving nurture of all family members.
12. *Uphold the right of all, without discrimination, to a natural and social environment supportive of human dignity, bodily health, and spiritual well-being, with special attention to the rights of indigenous peoples and minorities.*
- a. Eliminate discrimination in all its forms, such as that based on race, color, sex, sexual orientation, religion, language, and national, ethnic or social origin.
 - b. Affirm the right of indigenous peoples to their spirituality, knowledge, lands and resources and to their related practice of sustainable livelihoods.
 - c. Honor and support the young people of our communities, enabling them to fulfill their essential role in creating sustainable societies.
 - d. Protect and restore outstanding places of cultural and spiritual significance.



IV. 民主主義、非暴力と平和

13. 民主的な制度と手続きをあらゆるレベルにおいて強化し、行政に透明性と説明責任を課し、意思決定へのすべての人の参加を確保し、裁判を利用できるようにしよう。
- すべての人が、自分たちに影響を及ぼす、または関心のある環境に関わる事柄や、すべての開発計画、開発活動について、明確、かつ、タイムリーな情報を受け取る権利を持てるようにしよう。^{*44P}
 - 地方や地域、そして国際の各レベルでの市民社会を支援し、意思決定にはすべての関係者や関係機関が意味ある形で参加できるように推進しよう。^{*45P}
 - 言論、表現の自由、平和的集会の自由と結社の自由、異議を唱える自由への権利を保護しよう。^{*45P}
 - 環境への害やその脅威のための補償や救済等を含む、行政手続や独立した司法手続を効果的、効率的に利用できる仕組みをつくらう。^{*46P}
 - すべての公的機関や民間組織における汚職を根絶しよう。^{*46P}
 - 自分たちをとりまく環境を守るよう地域社会を強化し、環境に対する責任は、最も効果的に果たすことのできる立場の行政レベルに割り当てよう。^{*46P}
14. すべての人が享受できる公教育や生涯学習の中に、持続可能な開発に必要な知識、価値観、技術をとり入れよう。
- すべての人々、中でも子供や若者に、教育の機会を与え、彼らが持続可能な開発のために活発に貢献できるようにしよう。^{*47P}
 - 持続可能性に関する教育については、科学が果たす役割同様、芸術や人文科学の貢献を推進しよう。^{*47P}

IV. DEMOCRACY, NONVIOLENCE, AND PEACE

13. *Strengthen democratic institutions at all levels, and provide transparency and accountability in governance, inclusive participation in decision making, and access to justice.*
- Uphold the right of everyone to receive clear and timely information on environmental matters and all development plans and activities which are likely to affect them or in which they have an interest.
 - Support local, regional and global civil society, and promote the meaningful participation of all interested individuals and organizations in decision making.
 - Protect the rights to freedom of opinion, expression, peaceful assembly, association, and dissent.
 - Institute effective and efficient access to administrative and independent judicial procedures, including remedies and redress for environmental harm and the threat of such harm.
 - Eliminate corruption in all public and private institutions.
 - Strengthen local communities, enabling them to care for their environments, and assign environmental responsibilities to the levels of government where they can be carried out most effectively.
14. *Integrate into formal education and life-long learning the knowledge, values, and skills needed for a sustainable way of life.*
- Provide all, especially children and youth, with educational opportunities that empower them to contribute actively to sustainable development.
 - Promote the contribution of the arts and humanities as well as the sciences in sustainability education.

- c. 生態系や社会が直面している課題への意識を高める上で、マスメディアが果たす役割を強めよう。^{*48P}
- d. 持続可能な生活にとって道徳教育や情操教育が重要であることを認識しよう。^{*48P}

15. **すべての生き物を大切にし、思いやりを持って接しよう。**^{*48P}

- a. 人間社会で飼育されている動物への残虐な行為を防ぎ、苦しみから保護しよう。^{*49P}
- b. 野生動物の狩猟、わな猟、漁獲に際しては、極度の苦痛と長引く不要な痛みを与えないようにしよう。^{*49P}
- c. 標的以外の種の捕獲や採取をやめよう。^{*49P}

16. **寛容、非暴力、平和の文化を促進しよう。**

- a. 国内及び国家間において、あらゆる民族同士の相互理解、団結、協力を奨励し、支援しよう。^{*49P}
- b. 武力紛争を防ぐためには包括的な戦略を実施し、環境に関わる紛争や争いには、協調的な処理を行おう。^{*50P}
- c. 国家の安全保障体制を非攻撃的な自衛レベルに縮小し、軍事予算を、生態系の修復のような平和的目的のために転用しよう。^{*50P}
- d. 核兵器、生物兵器、化学兵器やその他の大量破壊兵器を排除しよう。^{*51P}
- e. 人工衛星軌道や宇宙空間の利用は、環境保全と平和に資するものとしよう。^{*51P}
- f. 平和とは、自分自身、他人、他の文化、他の生命、地球、そしてすべてがその一部を構成する、更に大きな全体との間の、適切な関係によって創られた総体であることを認識しよう。^{*51P}

- c. Enhance the role of the mass media in raising awareness of ecological and social challenges.
- d. Recognize the importance of moral and spiritual education for sustainable living.

15. **Treat all living beings with respect and consideration.**

- a. Prevent cruelty to animals kept in human societies and protect them from suffering.
- b. Protect wild animals from methods of hunting, trapping, and fishing that cause extreme, prolonged, or avoidable suffering.
- c. Avoid or eliminate to the full extent possible the taking or destruction of non-targeted species.

16. **Promote a culture of tolerance, nonviolence, and peace.**

- a. Encourage and support mutual understanding, solidarity, and cooperation among all peoples and within and among nations.
- b. Implement comprehensive strategies to prevent violent conflict and use collaborative problem solving to manage and resolve environmental conflicts and other disputes.
- c. Demilitarize national security systems to the level of a non-provocative defense posture, and convert military resources to peaceful purposes, including ecological restoration.
- d. Eliminate nuclear, biological, and toxic weapons and other weapons of mass destruction.
- e. Ensure that the use of orbital and outer space supports environmental protection and peace.
- f. Recognize that peace is the wholeness created by right relationships with oneself, other persons, other cultures, other life, Earth, and the larger whole of which all are a part.

今後の選択の道

私たちは歴史上はじめて、共通の運命によって新たな行動を始めることが求められている。こうした再出発こそ、地球憲章の原則に込められた誓いである。この誓いを実現するために、私たちは地球憲章の価値観と目的を受け入れ、推進していくことを決意しなければならぬ。

そのためには、意識と考え方を変えなければならない。地球規模の相互依存と人類共通の責任という新しい感覚が必要となる。私たちは想像力を使って、持続可能な生活様式のビジョンを、地方、国家、地域、地球レベルでつくり、実施しなければならぬ。私たちの文化の多様性は大切な遺産であり、それぞれの文化は独自の方法でそのビジョンを実行に移すことになるだろう。私たちは、地球憲章を誕生させたこの地球規模での対話を、さらに深め、広げなければならない。なぜなら、真実と知恵を共に探し続けることによって多くを学ぶのだから。

人生には重要な価値観をめぐる対立がよくあり、それは時として厳しい選択となり得る。しかし、多様性と統一性、自由な行動と公益、短期の目的と長期の目標を調和させる方法を探さなければならない。個人、家族、組織、共同体は、それぞれ大切な役割を持っている。芸術、科学、宗教、教育機関、メディア、企業、非政府組織（NGO）、政府などすべてが、それぞれに創造的なリーダーシップを発揮することが求められている。効果的な統治には、政府、市民社会、企業のパートナーシップが欠かせない。

持続可能な地球共同体を築くために、世界中の国々が、国際連合に貢献する決意を新たにし、既存の国際協定に基づき責務を果たし、環境と開発に関する国際法を用いて、地球憲章の諸原則の実行を支援しなければならない。

私たちの時代を、生命の新たな尊厳への目覚め、持続可能性を実現するための確たる決意、正義と平和を確立するための更なる努力、そして、喜びと祝福に満ちた生命と共に想起される時代にしようではないか。

THE WAY FORWARD

As never before in history, common destiny beckons us to seek a new beginning. Such renewal is the promise of these Earth Charter principles. To fulfill this promise, we must commit ourselves to adopt and promote the values and objectives of the Charter.

This requires a change of mind and heart. It requires a new sense of global interdependence and universal responsibility. We must imaginatively develop and apply the vision of a sustainable way of life locally, nationally, regionally, and globally. Our cultural diversity is a precious heritage and different cultures will find their own distinctive ways to realize the vision. We must deepen and expand the global dialogue that generated the Earth Charter, for we have much to learn from the ongoing collaborative search for truth and wisdom.

Life often involves tensions between important values. This can mean difficult choices. However, we must find ways to harmonize diversity with unity, the exercise of freedom with the common good, short-term objectives with long-term goals. Every individual, family, organization, and community has a vital role to play. The arts, sciences, religions, educational institutions, media, businesses, nongovernmental organizations, and governments are all called to offer creative leadership. The partnership of government, civil society, and business is essential for effective governance.

In order to build a sustainable global community, the nations of the world must renew their commitment to the United Nations, fulfill their obligations under existing international agreements, and support the implementation of Earth Charter principles with an international legally binding instrument on environment and development.

Let ours be a time remembered for the awakening of a new reverence for life, the firm resolve to achieve sustainability, the quickening of the struggle for justice and peace, and the joyful celebration of life.

2

地球憲章

持続可能な未来に向けての価値と原則

本文解説

1. 生命共同体への敬意と配慮

1. 地球と多様性に富んだすべての生命を尊重しよう。

a. 生きとし生けるものは互いに依存し、人間にとっての利用価値とは無関係に、それぞれが価値ある存在であることを認めよう。

- 生命共同体である地球は、人間にとってなくてはならないものですが、地球にとって人間は、なくともいいものです。人間の活動が、20世紀型のまま続いていくのであれば、地球にとって人間はいない方がいいのです。
- 地球上にあるもので、人間にとって利用価値のあるもの—鉱物、動植物、化石燃料など—は、「資源」として人間の社会経済活動のために活用されています。しかし、その資源は、利用された後には、廃棄物や二酸化炭素となって環境中に排出されます。日本では、年間20億トンを超える資源が使われ、そのうち10億トン近くが廃棄物や二酸化炭素となり、残りの多くは国内に建物・製品などの形で蓄積されます。
- こうした資源は、人間にとっての利用価値以外にも多様な価値を持っています。例えば、森林は、木材資源というだけでなく、二酸化炭素の吸収や酸素の排出を行い、自然景観を形成したり、水源となったりします。
- そして、資源として利用されない多くの生物がいます。人間にとって利用価値がないからといって、放置しておいてはいけません。これらは、人間活動によって、程度の差はあれ、その生存が脅かされているのです。永い間には、人間の生存も脅かされる結果ともなります。
- 人間にとって、なくてはならない地球の存続のために、人間は、資源（人間にとって利用価値のあるもの）を効率的かつ循環的に利用し、人間にとって利用価値のないと思えるものでも積極的に保護していかなければならぬのです。

b. すべての人が生まれながらに持っている尊敬と、人類の知的、芸術的、倫理的、精神的な潜在能力への信頼を確認しよう。

- 人間は自分と異なる個性や文化を持つ人々の尊敬と価値観をお互いに尊重し合い、共生する必要があります。他者への思いやりが大切なのです。

- 人間だけが地球に「害」を与えますが、一方で、「地球への思いやり」を持っているのは、地球の生き物の中で人間だけです。
- 地球を破壊しかねない人間は、そういう倫理的、精神的な生き物でもあるのです。
- まず、そのことを確認しましょう。人間は、自らの欲望だけにしたがって、あるいは、「市場」の動向のみにしたがって行動するわけではありません。

2. 理解と思いやり、愛情の念をもって、生命共同体を大切にしよう。

a. 自然資源を所有、管理、利用する権利には、環境への害を防ぎ、人々の権利を守る義務が伴うことを受け入れよう。

- 人々は、環境の中から有用なものを資源として活用して製品を作り、それを所有し使うことによって、「移動する、情報・知識を得る、連絡する、楽しむ、料理する、暖や涼をとる…」といった目的を達成しています。こうした活動では、製品（モノ）を使っているのですが、モノを作るとき、使うとき、廃棄するときには環境に害を与えます。
- モノを動かしたり、熱をとるためには、エネルギーを購入して利用しますが、エネルギーを作るとき、使うときにも環境に害を与えます。
- そして、日本のような社会では、移動するために航空機、電車、自動車、自転車、オートバイなどがあり、暖をとるために石油ストーブ、ガスストーブ、エアコン、こたつなどがあり、連絡するために電話、携帯電話、パソコンなどがあり、情報・知識を得るために新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、パソコン（インターネット）などがある、といった具合に多くのモノがあり、それぞれをみんなが利用したり、自分で買って、所有して使っています。1つの目的のために、多種類のモノがあるのです。
- モノは、使い終わったら廃棄物になります。1つの目的のために、多種類の廃棄物を出すことになります。
- モノを製造した人（生産者）は、それが使われて廃棄物になる段階まで責任を持つという考え方があります。これが、「拡大生産者責任」(注1)です。
- みんなが多種類のモノを所有していても目的は1つですから、目的だけ達成されればよいわけで、モノを自ら所有することは必要ありません。

えば、暖をとるには、本当は、いろいろな暖房機器を持たなくても、1つを暖房機器メーカーから借りて、それから得られる「熱」を買えばいいのです。その暖房機器は、メーカーの所有物ですから、維持管理にも、リサイクル・廃棄にも責任を持ちます。

b. 自由、知識、権力は、その大きさが増せば増すほど公益推進への大きな責任が伴うことを確認しよう。

- 人も企業もいろいろな団体も、社会的存在であり、環境と資源を利用して活動をしています。その活動が大きくなればなるほど、社会への影響、環境への影響が大きくなります。
- 大きなもののほど、社会や環境への責任、すなわち持続可能な発展への責任が大きくなります。

3. 公正で、直接参加ができ、かつ持続可能で平和な民主社会を築こう。

a. すべての地域社会において、人権と基本的自由を保障し、男女を問わずすべての人に、可能性を十分に活かせる機会を与えよう。

- 世界中で約12億人の人々が1日1ドル以下の暮らしをし、貧しさゆえに、病氣、干ばつ、食糧不足に見舞われ、個人としての可能性を発揮する機会に恵まれていない人が多いのです。

b. すべての人が環境に配慮した形で、安全で有意義な暮らしができるよう、社会的、経済的公正さを推進しよう。

- 社会的・経済的な弱者ほど、環境悪化の影響を大きく受けます。例えば、途上国の都市生活者は、汚れた空気の下から移転したり、安全な水を確保することは容易ではありません。
- 社会的・経済的な弱者ほど、生活スタイルが限られており、それが環境悪化をもたらすことにもなります。例えば、砂漠化しつつある地域の人々は、煮炊きのために薪をとりにかかなくてはなりません。それが、また砂

漠化を加速します。

4. 地球の豊かさで美しさを、現在と未来の世代のために確保しよう。

a. それぞれの時代に享受できる行動の自由は、未来世代のニーズによって規制されることを認識しよう。

- 未来の世代も現在の世代と同じくらいに、あるいは、現在の世代以上に地球の豊かさで美しさを享受できるようにしなくてはなりません。「世代間の公平性」の確保です。
- 人間の経済的な豊かさは、地球の環境や天然資源を利用することによって得られます。一方で、環境や天然資源は、過度に利用されるほど悪化したり、枯渇したりします。
- 現在の世代の環境や天然資源の利用を一定レベル以下にしないと、未来の世代がそのニーズを満たすことができなくなることになります。例えば、地球温暖化です。世界の科学者は、100年後の世代が温暖化の具体的な影響を受けないようにするには、現在の世代は、石油・石炭などの利用を60%減らす必要があるとしています。

b. 次の世代に、人間を含む地球上の、生きとし生けるものの長期にわたる繁栄を支える価値、伝統、しきたりを伝えていこう。

- 人間は、地域、民族などごとに、固有の価値観、しきたりなどを持ち、固有の生存の方法と知恵を持ってきました。そして、それぞれは、持続的な生産・消費の営みをしてきました。20世紀初頭にアメリカで花開いた大量生産・大量消費様式は、いまや全地球を覆い、地域、民族などに存在してきた多様な持続的な生産・消費の様式を壊してしまいました。
- したがって、今後、持続可能な生産・消費の様式の実現を図るには、これまで存在していた多様な生産・消費の様式を、蘇らせることも重要であり、これを次の世代に伝えなくてはなりません。

以上、4つの大きな決意を実行に移すために、以下の諸原則が必要です。

II. 生態系の保全

5. 生物の多様性と、生命を持続させる自然のプロセスに対して、特別な配慮を払いつつ、地球生態系全体を保護し回復させよう。

a. すべての開発構想に環境の保全と回復が組み込まれるようあらゆる持続可能な開発計画と規制を受け入れよう。

● 政府は、特に80年代以降、様々な開発計画に環境への配慮を盛り込んでいます。そして、多くの開発事業について、環境影響評価がされるようになってきました。また、地方自治体においても、同様に取り組みがされています。

● しかし、「配慮」や「評価」によって、その開発事業に伴う環境への影響は最小化されますが、多くの場合、開発事業そのものの必要性・経済性がなくならない限り、その事業を取りやめることにはなりません。

● そこで、かなり以前に計画されたままになっている開発事業について、改めてその必要性・経済性などを評価し、その結果に基づき、取りやめる事業もでてきています。

● そして、さらに、様々な要因で破壊された自然環境を再生する公共事業も生まれてきています。

b. 地球の生命維持システムを守り、地球の生物多様性を維持し、自然遺産を保護するために、野生地や海洋を含む、自然と生物の生存可能な保全地域を指定し、これを守ろう。

- 地球の自然遺産を保護するために、世界遺産条約(注2)があり、現在、日本では屋久島と白神山地が世界自然遺産として指定され、保護されています。
- また、水鳥が息する湿地の保護のために、ラムサール条約(注3)があり、現在日本では、釧路湿原、琵琶湖など13箇所が登録され、保護されています。
- これらの国際的な条約に基づいて指定された地域は、自然公園法、自然環境保全法などで保護されるわけですが、条約に基づいて指定された地域以外にも、多くの保全地域が、これらの法律に基づいて指定され、保護されています。

c. 絶滅の危機に瀕した生物種と生態系の再生を促進しよう。

- トキ、イリオモテヤマネコなどのような絶滅の危機に瀕している生物種は、環境省によって、その保護と、増殖の取り組みがなされています。
- いったん破壊された生態系も、自然再生法が制定され、環境省などによって、少しずつ修復・再生の事業が進められています。

d. 外来種や遺伝子組換え品種の中で、原産種や環境に害を及ぼすものは、規制、または根絶し、そうした有害種の移入を阻止しよう。

- 遺伝子組換え生物の国際取引に関しては、カルタヘナ議定書(注4)が批准され、法律に基づいた手続きを行うことによって、環境への影響をなくしていきます。
- 環境に害を及ぼす外来種に関しては、その移入などを規制する法律の制定が求められています。

e. 水、土壌、林産物、水産物のような再生可能な資源の使用を、生態系の再生速度を上回らず、生態系のバランスを維持するような方法で、管理しよう。

- 水は、主に海の水が蒸発して、陸上に雨となって降り、川を伝って、また海に流れ込み、太陽のエネルギーで蒸発するという大循環を繰り返しています。したがって、川をダムでせき止めてしまったり、下流にほとんど水がなくなったり、あるいは、雨が下水道に入り、川に水がほとんどなくなったりすると、水の循環が損なわれてしまいます。また、ある程度の有機汚濁は、川などの自然の浄化機能によって浄化され、水質上の問題は生じませんが、化学物質などによる汚染や、自然の浄化機能が損なわれた川などでは、水質の問題が懸念されます。したがって、水の循環や、自然の浄化機能が損なわれない範囲内で、水を利用するような管理が必要です。この自然の浄化機能は、土壌にも当てはまります。
- 農林水産物のような生物資源は、自然の生産力に依存していますので、その生産力の範囲内の利用であれば、再生可能資源ですが、その生産力以

上の利用をすると、再生できず、枯渇してしまいます。これらは、バイオマス資源と言われ、生長の過程で直接・間接に二酸化炭素を吸収していますので、これを燃やしても、新たな二酸化炭素を排出することにはなりません（これを「カーボン・ニュートラル」と言います）ので、石油、石炭などに代えて、バイオマス資源を利用することで、地球温暖化対策になります。

f. 鉱物や化石燃料のような再生不可能な資源の採取や使用については、その資源の枯渇を最小限にとどめ、深刻な環境破壊を引き起こさないような方法で管理しよう。

- 金属系、土石系の資源や石油・石炭などの化石資源は、再生不可能な資源です。したがって、金属やプラスチックからできている製品は、何度も繰り返し使ったり（リユース）、また、使い終わった製品から金属などを取り出して他の製品の原材料としたり（リサイクル）、更にプラスチックなどを燃やして発電・熱供給したり（サーマル・リサイクル）します。
- もちろん、再生不可能資源からできている製品も、ムダに使ってはいけません。すぐにゴミになるモノは買わない、もらっていないことが必要です。例えば、コンビニエンスストア、スーパーなどの「レジ袋」は、もらってもすぐにゴミになってしまいます。書店でも、本にカバーがいるかどうかは聞いてくれますが、紙かプラスチックの袋に入れてくれます。これもすぐにゴミになるだけです。

6. 生態系保護の最善策として、環境への害を未然に防ぎ、十分な知識がない場合には予防原則をとろう。

a. 環境にとって重大な、あるいは取り返しのつかない害を及ぼす可能性がある場合には、たとえ科学的知見が不十分、あるいは不確実であっても、それを避けるための行動を起こそう。

- 日本の環境問題の歴史の中でも、水俣病などの初期の段階では、「原因は科学的に明らかでない」との原因企業側や産業サイドの役所の主張によって、適切な対策が講じられず、結果として被害が大きく拡大するともに、原因企業は後になって莫大な費用負担を強いられました。

- したがって、科学的知見が不十分な場合であっても、早期に具体的な対策を講ずることが不可欠です。そして、早期の対策は、結果として、大いにコスト節約になるのです。

- 日本の悲惨な経験は、この原則の教訓をもたらしました。同じことは、地球温暖化のような地球規模の問題にもあてはまります。アメリカのブッシュ政権は、温暖化の科学的な解明が不十分であるなどの理由で、京都議定書に参加しないとしています。温暖化の取り組みが遅くなればなるほど、温暖化は進行し、これによる被害も甚大なものになり、CO₂などを出さないようにするためのコストや、海面上昇に対応するための堤防建設のためのコストなど様々なコストも飛躍的に増大します。この場合には、アメリカにとってのコストが増大するだけでなく、世界全体のコストが増大するのです。

b. 環境に重大な害を及ぼさないと提議された活動には、その提案者に証明責任を課し、環境被害に対する責任を負わせよう。

- 開発事業を行うとする際には、事業者は、それが環境に及ぼす影響を調査・予測・評価して、その結果を公表し、住民、行政機関の意見などを聴き、それらを踏まえて、事業に関係する大臣の事業許可などを得ます。これが、「環境アセスメント」です。
- 環境アセスメントを実施しない事業も含めて、環境に影響のある事業を計画し、実施する者は、環境への影響について、すべての責任を有しています。当然、損害賠償について訴えられることもあります。

c. 意思決定に際しては、人間の活動の累積的、長期的、間接的、長距離的、地球規模の結果を考慮することを明確にしよう。

- 交通動脈の整備、地域開発から、製品の製造、飲み物の購入に至るまで、人間の活動を営むために人々は、様々な場面で意思決定します。その判断基準は、より便利、より安く、より速く、より利益が上がるかどうかなどです。そこには、一度だけの、短期的で、直接的な、狭い範囲の判断ではありません。
- こうした意思決定の場合には、環境のことは考慮されません。環境は、

長期的、広域的といったような視点がある意思決定の中で、はじめて配慮されるものです。

- 逆に、「エコロジーは、長期的なエコノミー」と言われるように、環境にいいことは経済などにも良い効果をもたらします。

d. 環境への汚染はすべて防止し、放射能や有毒、危険物質の蓄積を阻止しよう

- 人体や生態系に影響を与える汚染は、ものが燃えると大量に排出される二酸化窒素などのようなものから、排出量は微量ですが毒性の強いダイオキシンのようなもので、多種多様な物質によってもたらされます。
- 新しく製造される化学物質については、その毒性などが評価されて、製造や利用が規制されます。既存の化学物質については、調査、評価がなされ、必要なものは規制されます。
- また、環境汚染をもたらすということで、過去30年間工場などに保管されてきた膨大な量にのぼるPCB（ポリ塩化ビフェニール）を使用していったる製品については、今後15年間ですべて化学処理される体制が整備されつつあります。

e. 環境に害を与える軍事行動は回避しよう。

- 演習も含めて軍事行動は、環境に害を与えます。特に、核兵器、生物化学兵器の使用は、破滅的な影響をもたらします。
- 「戦争は、最大の環境破壊」です。
- 劣化ウラン弾や不発の多いクラスター爆弾などの使用を禁止すべきです。
- 核の実験も中止すべきです。

7. 生産、消費、再生産については、地球の再生能力を傷つけず、人権や公共の福祉を保護するような方法を採用しよう。

- a. 生産、消費のシステムにおいて、リデュース、リユース、リサイクルを原則とし、残った廃棄物は生態系に影響がない方向で処理する方法をとろう。

- 日本人は、平均すると1人1日630グラムの家庭ゴミを出しています。
- この中には、缶、ビン、新聞紙・雑誌などのように集団回収などに出すことによってリサイクルできるものがあります。これが1人当たり約120グラムあります。

- 冷蔵庫の中には、賞味期限の切れた食品や、傷みはじめた野菜などが残っていますか。料理する時には、野菜くずをムダにしませんか。余計に料理して、食べ残しをしませんか。これらを、無駄なく、計画的にすることで、1人当たり20グラムのゴミを減らすことができます。

- 買い物かご・買い物袋・エコバッグを持参し、レジ袋などをもらわない。包装も簡易にしよう。詰め替え用のシャンプーなどを利用する。こうしたことで、1人当たり7グラムのゴミを減らすことができます。

- 以上を合計すると、約150グラムになり、1人1日当たりの家庭ゴミの排出量は、20%以上減らすことができます。

- このほか、ビール、お酒などリターナブルビン（生きびん）を使っている飲料などは、酒屋さんに配達してもらえば、缶、紙パック、ペットボトルなどをゴミとして出さずに済みます。新聞の折り込み広告は、ほとんど読まずに古新聞と一緒に集団回収に出したり、ゴミとして出しますが、販売店に言っておけば入ってきません。庭のある家では、生ゴミは、穴を掘って埋めれば、しばらくすると肥料になります。まだまだ、いろいろ工夫があります。

b. エネルギーの使用については、節約と効率化とともに、太陽光や風力のような再生エネルギー資源への依存を高めよう。

- 電気、ガス、灯油、そしてガソリンが代表的なエネルギーです。
- 家電製品のエネルギー効率は、全体として高まっています。販売店によっては、冷蔵庫などの月の電気代を表示しているところもあります。電気代が安い機器の方が、二酸化炭素の排出量が少ないわけです。

- また、電気製品には、テレビ、ビデオ、ステレオ、フランクシニリ、コピーなどのように、コンセントを抜かない限り、「待機電力」が流れているものがあります。使っていないのに電気が消費され、二酸化炭素が出ているのです。「待機電力」の少ない機種を使うか、その都度コンセントを抜く（ケーブルの途中にスイッチをつける）ことが大切です。

- 電気は、一般的には、電力会社が、石油、石炭または天然ガスを燃やし、

あるいは原子力によって、それぞれ熱をつくり、その熱によって水を蒸気にして、蒸気でタービン（発電機）をまわして発電するという方法です。このように、電気は、極めて単純な方法でつくられ、原子力といっても、それ自身で電気ができるのではなく、単に蒸気タービン（発電機）をまわすための熱をつくるだけなのです。

- 同じように、発電機をまわすのは、水力でも、風力でもできます。これらは、再生利用が可能な自然エネルギーによる発電です。また、太陽光を変換して発電する太陽光発電や天然ガス、生ゴミなどから水素をとり出し、空気中の酸素と化学的に反応させて、ちょうど水の電気分解の逆を行う燃料電池という新しい発電方法も実用段階になっています。石油などの化石燃料を燃やして発電すれば、二酸化炭素などが発生し、人体などに有害な放射性物質を利用する原子力は、その管理をうまくしないと放射性物質による汚染が問題になります。1999年秋に東海村で起きた事故は、発電のための燃料をつくる時の事故で放射性物質が環境中に放出されたもので、2人が亡くなっています。水力や風力は、このような問題は生じませんが、大きなダムなどをつくるのに自然保護上の問題は伴います。

● したがって、①前述のように、いかに二酸化炭素の排出が少ない電気製品を選択して使うか、また、いかに待機電力を小さくするか、といった工夫をすることともに、②いかに二酸化炭素の少ない方法で発電された電気を使うか、という2つの方法をとる必要があります。

- 石炭、石油、原子力中心のエネルギーシステムから、天然ガス、自然エネルギー中心のエネルギーシステムに向けた30年計画を立てる必要があります。

c. 環境にやさしい技術の開発、採用、公正な移転を推進しよう。

● 「環境にやさしい技術」には、環境汚染を処理するような対策技術と、それ自身が他の技術と比較すると環境負荷をもたらない技術と大きく2種類あります。汚水処理、土壌汚染処理などの技術が前者で、太陽エネルギー利用、燃料電池などの技術が後者です。

- 「必要は、発明の母」といわれます。環境にやさしい技術の開発・普及には、排出基準を設定したり、導入目標を設定したり、まとまった需要を確保したりするなどの取り組みが必要です。
- 日本国内の産業のグリーン化、製品のグリーン化などの成功した優良な

事例の情報と資源節約型、情報技術を政府開発援助の一部として海外に提供していくことも必要です。

d. 環境と社会コストを、物やサービスの値段に組み入れ、消費者が、環境面、社会面で最も高い水準に達している商品を選ぶように工夫しよう。

- 環境に配慮した製品は、「エコマーク」によって推奨されています（現在、5500を超える商品ブランドが対象になっています）。また、国などが調達する物品には、「グリーン購入法」によって個々の製品に基準が定められているものがあります。また、例えば、自動車の排気ガスのように、法律で基準が定められているものもあります。これらの製品には、「環境コスト」が値段に組み込まれていることとなります。

● 一般的には、環境に配慮した製品は、値段が高くなります。逆に、環境に配慮していない製品は、相対的に安く、環境に配慮した製品を買おうとするインセンティブは小さいわけなので、「エコマーク」などで推奨されているのです。

e. 安全な生産や責任のもてる家族計画を促す保健サービスを、誰もが利用できるようにしよう。

- 財団法人家族計画国際協力財団（ジョイセフ）は、途上国におけるリザロクテイブ・ヘルス(注5)や家族計画促進に30数年間貢献してきましたが、更に国連機関（国連人口基金）等とともに、性感染症やエイズ予防や貧困国の保健部門改革などの国際協力を推進しています。

f. 限りある地球上で、質の高い生活と物質的に「足るを知る」ライフスタイルを探ろう。

- もし途上国の人々が先進国の人々と同じように大量生産、大量消費を行えば、地球がもう2つか、3つ必要になると言われています。先進国の人々から率先してライフスタイルを大きく変える必要があります。

- 日本のように物質的には十分満たされた社会では、これからは新たにモノを購入し、自分のモノとして所有した上で使い、使ったモノは廃棄物として捨てるという従来型の生活スタイル・ビジネススタイルでなく、製造したメーカーが製品を消費者にリースするなどして、消費者はその製品の「機能」を買い、使い終わった製品は、メーカーの所有物ですからメーカーが引き取って、リユース・リサイクルするといった生活スタイル・ビジネススタイルになるようにしていきたいものです。
- また、長寿命の製品を、修理して、長く使用したいものです。社会の中で、段階的に使っていくことも必要でしょう。例えば、木材は、まず、家具などの製品として利用し、次に、パルペイクルボードに加工し建材に、最後に、暖房燃料として利用しましょう。

8. 生態系の持続可能性に関する研究を進め、既存の知識を自由に交換し、幅広く応用しよう。

- 生態系の持続可能性に関する研究は、自然科学的研究ばかりでなく、変化をもたらす人間の行動や社会経済のしくみに関する研究も必要です。

a. 持続可能性に向けての科学面、技術面での国際協力を支持し、特に発展途上国のに一に配慮しよう。

- 生態系は、生産者としての植物、消費者としての動物、そして分解者としての微生物から成り立っています。このバランスの変化によって、生態系は変わり、あるいは壊れてしまいます。そして、その変化の多くは、人間の活動によってもたらされます。
- 地球は、それぞれの地域から成り立っており、それぞれの地域には、追究すべき持続性があります。
- 持続性の地域特性はありますが、科学や技術の面では共有すべきものがあります。したがって、この面での国際協力は不可欠です。
- 発展途上国においては、これまでの先進国がたどってきた環境破壊型の経済発展の道と同じ道を進んではいけません。先進国で徐々に開発・導入されてきた新しい技術システム（情報通信技術、新エネルギー技術、リサイクル技術など）を一度に発展途上国に導入することによって、一気に環

境と経済に良い持続可能な社会に「カエル跳び」することができるのです。

b. すべての文化が持つ伝統的知識と精神的知恵の中で、環境保護と人々の福祉に貢献するものを認め、守っていこう。

- 先ほど示したような新しい技術の導入だけが、持続可能な社会を実現する方法ではありません。忘れられていた伝統的な知恵や技術の中には、例えば、風力、雨水、木材などの利用のように、先端的な技術と結びついて、これからの持続可能な社会を築くためのキーテクノロジーになっていくものも多くあります。
- このように、伝統的な知恵や技術を見直し、活用するためにも、これらを積極的に保存していくことが必要です。

c. 人間の健康と環境安全にとって非常に大切な情報は、遺伝子情報を含め、誰にも独占されず開かれていることを確保しよう。

- 科学的、技術的な情報はもちろん、製品の環境情報、おもしろい取り組みの事例情報など広範な情報の公開・利用のためのシステムは、どんどん整備されています。
- 人間の健康と環境安全に関する重要な科学・技術情報は、人類の共通の遺産として地球社会に開かれ、更に開発される必要があります。

Ⅲ. 公正な社会と経済

9. 倫理的、社会的、環境的要請として、貧困の根絶に取り組もう。

- a. 飲料水、きれいな空気、食料の安全性、汚染されていない土壌、住居、安全な公衆衛生への権利を保証し、そのために必要な資源を、国内及び国境を超えて分配しよう。

- 世界の政治経済システムの構造が、途上国の人々の生活破壊と環境破壊

をもたらしています。

- 持続可能な社会は、①環境に負荷がかからない、②雇用が確保されるなど経済的基盤がある、③社会的な公正が確保されている、の3つの要素が満たされる社会です。
- そのために、まず必要なものは、きれいな水、空気、土壌です。同時に、安全な食べ物、衛生的な環境です。
- すべての人間がこれらを満たすことができるよう、国内的にも、国際的にも、資金的・人的な協力の体制をつくることが大切です。

b. すべての人が持続可能な生活を送ることができるように、教育や手段を与えよう。自らを支えることができない人のためには、社会保障やセーフティネットを用意しよう。

- 社会的な公平のためには、教育や社会保障の整備・充実が不可欠です。社会的・経済的公平なしには環境保全は困難です。
- 初等・中等教育の義務化、身体障害者など弱者への社会的配慮が欠かせません。

c. 目を向けられずにいる人々に気を配り、傷つきやすい人々を保護し、苦しむ人々に奉仕し、彼らが自らの能力を伸ばし、希望を追求できるようにしよう。

- 貧しい人々が、環境破壊の最大の被害者といわれます。貧しい人々が、経済的にも社会的にも自立できるようにしていくことが、同時に環境問題を解決していく道でもあります。
- 能力を伸ばし、希望が持てる人々に満ちた社会には犯罪は少なく、平和です。

10. 経済活動やそのしくみは、あらゆるレベルで公平かつ持続可能な形で人間開発を促進するものとしよう。

a. 国の内外を問わず、富の公平な分配を促進しよう。

● 富の源泉は、労働、資本、技術、それに環境です。

● 日本の国内総生産 (GDP) は約500兆円ほどあります。これは、アメリカの次に大きく、ドイツ、イギリス、フランスの3つの大国のGDPを足したくらいになります。毎年こんな大きな富があるわけです。21世紀の日本は、これをさらに大きくする (経済成長する) ことよりも、公平に分配することの方が重要ではないでしょうか。

● 日本は、途上国に対して、世界でトップクラスの援助をしています。世界から多くの資源をかき集め、世界の5%くらいの二酸化炭素を出し、そして、世界に自動車、電気製品などを輸出して経済大国になってきたので、世界にお返しをしなくてはなりません。日本は、環境を守り、持続可能な開発を目指す外国、特に途上国の取り組みに対して、大いに支援していくことが大切です。地球の環境は、日本の富の源泉でもあるからです。

b. 発展途上国の知的、資金的、技術的、社会的資源を増進させ、重い対外債務から救済しよう。

- 最貧国が先進国や国際機関から受け取る支援よりも対外債務利払いのために、先進国に渡るお金の方が多いという現実があります。
- 2000年の九州・沖縄サミットで先進国間で合意した債務帳消しを手始めに、途上国の自立に向け、先進国は更なる協力を行うべきです。

c. すべての貿易は、持続可能な資源の利用、環境保全、先進的な労働基準にかなうものであることを確認しよう。

- 自由な貿易を進めることによって、世界の豊かさは増大します。特に、日本は、国内に資源が少なく、自由貿易を謳歌して安く手に入る資源を外国からどんどん輸入し、できた製品をどんどん輸出して、極めて大きな経済の国になりました。
- しかし、外国の資源を輸入すると、その過程で外国の環境に害を与えることにもなります。鉱物資源の採取の時に自然の破壊・水汚染などを伴う場合があります。小麦などを大量に生産するところでは土壌流失の問題がおきます。また、熱帯林を再生の速さ以上に伐採すると森林は破壊されます。

c. 私たちの地域共同体に住む若者たちの能力を認め、支援し、持続可能な社会を創造していく上で彼らが重要な役割を果たせるようにしよう。

- これからの時代に指導的役割を果たす現在の若者たちは、既に現在の社会に参加していることを認識することが大切だ。
- 彼らが意欲的に社会に参加することが、彼らの未来を明るくする。

d. 文化的、精神的に大切な場所を、保護し、修復しよう。

- 人々が長い時を経て、積み上げてきた文化、宗教、その象徴としての建造物、遺跡は人類にとってすべて貴重な財産です。

IV. 民主主義、非暴力と平和

13. 民主的な制度と手続きをあらゆるレベルにおいて強化し、行政に透明性と説明責任を課し、意思決定へのすべての人の参加を確保し、裁判を利用できるようにしよう。

a. すべての人が、自分たちに影響を及ぼす、または関心のある環境に関わる事柄や、すべての開発計画、開発活動について、明確、かつ、タイムリーな情報を受け取る権利を持てるようにしよう。

- 道路、ダムなどをつくる時には、あらかじめ環境への影響を調査・予測・評価し、その結果を公開して、住民などの意見を聴きます。これを「環境アセスメント」と言います。法律で、手続きが決まっております。住民などは意見を述べることで保証されています。「環境アセスメント」の仕組みを活用して、より良い環境のために積極的に、情報を得て、自分たちも提案をしましょう。

b. 地方や地域、そして国際の各レベルでの市民社会を支援し、意思決定にはすべての関係者や関係機関が意味ある形で参加できるように推進しよう。

- まず、地域レベル、国レベル、そして世界レベルでの政策決定・意思決定の仕組みを理解しましょう。政策決定に参画する方法は、意外に多くあることがわかります。
- 地域や国では、選挙で選ばれた議員が、議会のメンバーとなって、法律や条例をつくったり、予算を決めます。したがって、選挙で、自分と同じ意見を持っている人に投票することができます。これが、憲法で保証された最も基本的な方法です。
- 議会には、政府が法律案を提出する場合がありますが、一定の人数がそろえば議員も提出できます。したがって、皆さんも、議員を通じて議会に法律案を提出することもできるのです。
- 議会が決めたり、承認したりしない事柄も多くあります。政府では、政策決定しようとする時には、政策の案をつくって、それを公表し、国民の幅広い意見を求めています。これを、「パブリック・コメントを求めろ」と言っています。政策の案は、政府などのホームページに載っています。積極的に活用しましょう。
- 国連の最終的な意思決定は、毎年行われる総会での決議ですが、その前の段階で多くの会議があり、国連に登録されたNGOは、会議を傍聴したり、意見を出したりすることが保証されています。1997年の京都での温暖化防止の国連の会議には、世界中から多くのNGOが参加しました。多くの日本のNGOも、会議に参加したり、サイトイベントで自ら発表したりしました。
- もちろん、市町村、都道府県、環境担当部局や環境省は、常にオープンです。地域の問題から地球全体の問題まで、いつでも提案、意見などを待っています。

c. 言論、表現の自由、平和的集会の自由と結社の自由、異議を唱える自由への権利を保護しよう。

- 言論・表現などの自由は、民主主義の原点であり、持続可能な発展に向

けた各行動主体の活動にとっての最低限の条件です。

d. 環境への害やその脅威のための補償や救済等を含む、行政手続や独立した司法手続を効果的、効率的に利用できる仕組みをつくらう。

- 1960年代、70年代に大きな公害の被害を経験した日本では、一定の健康被害には、医療費などの補償制度があります。
- 環境影響による損害賠償などについて、裁判に訴えることもできます。
- 裁判とは別に、公害紛争処理法に基づいて、国と各都道府県にある公害等調整委員会が、当事者間の調停などを行って解決を図る方法もあります。

e. すべての公的機関や民間組織における汚職を根絶しよう。

- お金につられて不正を働く人は、社会の公共益や共通善を無視し、環境への思いやりがありません。
- 企業の内部告発者保護制度が日本でも生まれようとしていますが、行政機関にもそうした制度が整備されるべきです。

f. 自分たちをとりまく環境を守るよう地域社会を強化し、環境に対する責任は、最も効果的に果たすことのできる立場の行政レベルに割り当てよう。

- 環境が守られた地域社会を創るには、個々の住民はもとより、いろいろな企業、団体、学校などとの連携（パートナーシップ）が不可欠です。
- それは、多くの場合、特定の誰かが環境を汚すというより、みんなが関わっているのです。その取り組みも、みんなで行っていないか、効果がでないわけですね。
- そして、その中心になるのが、地域の行政機関（市役所など）や議会（市議会など）です。最近では、多くの市町村長さんや議員さんが、地域の環境を良くしよう、地球環境保全に貢献しようとして当選してきています。

14. すべての人が享受できる公教育や生涯学習の中に、持続可能な開発に必要な知識、価値観、技術をとり入れよう。

a. すべての人々、中でも子供や若者に、教育の機会を与え、彼らが持続可能な開発のために活発に貢献できるようにしよう。

- 学校教育では、ここ20年ほどの間に、環境教育が広がってきました。自然との触れあい、環境汚染やゴミ問題、地球環境問題などについて、教科書や副読本で紹介されるとともに、小中学生のポラリエア団体である「こどもエコクラブ」での体験・取り組みも広がってきました。
- さらに、これからは、環境問題の背景となるエネルギー・水・資源、交通・まちづくり等といった「持続可能な地域づくり」に必要な分野について、その変革の方向や取り組みのあり方などを取り上げていくことが必要でしょう。
- いまの子どもたちが、いまの大人たちが行っている環境に悪い行動を正していきましょう。
- いまの子どもたちが大人になったときに、環境に良い社会につくり直しましょう。

b. 持続可能性に関する教育については、科学が果たす役割同様、芸術や人文科学の貢献を推進しよう。

- 持続可能な社会は、科学や技術だけでは実現されません。それよりも、経済や社会の仕組みを環境に良いように変えていくことによって実現されるものです。
- そのためには、規制を強化あるいは緩和したり、いろいろな活動が環境に影響がないように税金を工夫したり、買い物にマイバッグを持参したり、ゴミを分別したりするなど、多くの仕組みづくりが必要です。
- 持続可能性に関する教育では、これら環境に良い仕組みについての理解を深め、いろいろな工夫・アイデアが湧き出てくるようにしていくことが重要です。

c. 生態系や社会が直面している課題への意識を高める上で、スマートメディアが果たす役割を強めよう。

- 新聞、テレビ、ラジオといったスマートメディアでは、毎日のように、いろいろな環境に関連するニュースが報道されています。
- 環境に関するニュースは、断片的な情報の提供だけでなく、社会全体の意識を変え、人々が積極的に環境に取り組んでいけるような、あるいは、それが社会の中で「カッコイイ」と捉えられるような雰囲気をつくり出すことが必要でしょう。

d. 持続可能な生活にとって道徳教育や情操教育が重要であることを認識しよう。

- 「人間は、自然の利息で生かされている」、「自然という元金に手をつければ、利子はどんどん減っていく」、「自然は、未来からの贈りもの・預かりもの」。これらは、古くからの格言であり、先住民の言い伝えです。いずれも、今日の「持続可能な発展」の真髄を言い表しています。
- いま、「地球にやさしい」、「エコ」から「スロー・ライフ」、「産地消」に至るまで、持続可能なライフスタイルに向けての機運が高まり、具体的な取り組みも開始されつつあります。
- 教育の場、学習の場で、持続可能な暮らしの意味や意義を学びましょう。そして、家庭、学校、職場などで、それを実践しましょう。

15. すべての生き物を大切に、思いやりを持って接しよう。

- 他の生き物に、「思いやり」を持つことができるのは、人間だけです。しかしながら、自分達人間だけが、他の生物を無視してわがもの顔でこの地球上に生きています。
- 私達はこの地球の恵み、自然と生きとし生けるものによって生かされ、豊かさ、喜び、癒しを与えられていることに思いを致し、濫用を厳に戒めなければならぬのです。昔の人々は、自分の家族や同郷の人々を養うための量を超えて乱獲はしませんでした。人間と動植物との共存関係を保つ

上に、節度の心があつたのです。

a. 人間社会で飼育されている動物への残虐な行為を防ぎ、苦しみから保護しよう。

- 日本で新たに制定された改正動物愛護法によれば、虐待には1年以下の懲役または100万円以下の罰金となりました。また、餌や水を与えない虐待行為に対する罰金は30万円以下です。

b. 野生動物の狩猟、わな猟、漁獲に際しては、過度な苦痛と長引く不要な痛みを与えないようにしましょう。

- 動物は物ではなく、命あるものであることを思い出しましょう。

c. 標的以外の種の捕獲や採取をやめよう。

- 鳥類のみならず、爬虫類、両生類、魚類の多くにも絶滅の恐れがあります。
- この地球上で、生物多様性は、日々失われています。
- 動物や鳥にとって最大の脅威は人間の土地利用による生息地の消滅です。

16. 寛容、非暴力、平和の文化を促進しよう。

a. 国内及び国家間においてあらゆる民族同士の相互理解、団結、協力を奨励し、支援しよう。

- 平和は、持続可能な開発のための最低限の条件です。
- 人間は一人では生きられないように、民族も国もさまざまな社会組織の活動も、互いに依存しています。有史以来これまで、人類はさまざまな形での交易、文化交流によって豊かさをつくり出し、文明を築いてきたので

す。

- 現在の国際社会は、テロ、貧困、環境破壊、紛争、地雷、麻薬、エイズなどの脅威に直面しています。こうした状況から脱するために政府、NGOを含む市民社会等様々な団体が協力し、人間の安全保障を確立しましょう。

b. 武力紛争を防ぐためには包括的な戦略を実施し、環境に関わる紛争や争いは、協動的な処理を行おう。

- 第二次世界大戦後生まれた国連が平和と安全保障のために果たしてきた役割は少なくありません。しかし、50数年を経た今、今後安全保障理事会の改組をはじめ、国連改革は必要です。
- 21世紀においては、紛争予防、平和構築を国家中心に行うのではなく、市民の福祉と市民社会の公正に主眼をおいて模索し、NGO、企業、自治体、マスメディアなどの参加協力によって進められる必要があります。このようなパートナーシップによって、国連を主権国家の国益追及のしからみから解放し、地球益、人類益を実現する場所とすることが新時代の要請なのです。

c. 国家の安全保障体制を非攻撃的な自衛レベルに縮小し、軍事予算を、生態系の修復のような平和的目的のために転用しよう。

- スイスやオーストリアのように、自衛のため以外の戦争は行わないといった国是や平和憲法を持ち、それを固く守っていく国が増えていくことが望まれます。
- 世界の国々の軍事予算は現在100兆円に達します。先進国からの途上国への政府開発援助 (ODA) の総額は6兆円に過ぎません。仮にその一部、軍事予算の10%を貧困の解消、生態系の保護、識字率の向上等、平和的なことに使われれば、地球上の不正さを大きく減少させます。
- 軍事に多大の予算を使う途上国はODAを受け取る資格はありません。

d. 核兵器、生物兵器、化学兵器やその他の大量破壊兵器を排除しよう。

- 大量破壊兵器、それが核であれ、生物、化学兵器であれ、使用を始めれば人類の滅亡に一歩足を踏み入れたこととなります。戦争、特に大量破壊兵器による戦争は究極の環境破壊です。国際社会が協力して、核の不拡散、核の管理を強化することが大切です。

e. 人工衛星軌道や宇宙空間の利用は、環境保全と平和に資するものとしてしよう。

- 月に到達した人類にとっても宇宙はまだ未知の世界、多くの可能性を秘めています。それだけに大切に扱い、争いや環境破壊を持ち込まないようにしましょう。
- 人工衛星を使った観測によって地球環境と資源についての科学的研究はますます進歩しています。災害や環境悪化のより正確な予測も可能になるでしょう。

f. 平和とは、自分自身、他人、他の文化、他の生命、地球、そしてすべてがその一部を構成する、更に大きな全体との間の、適切な関係によって創られた総体であることを認識しよう。

- 自分と他人、様々な地域や国、異なる文化や伝統、あらゆる生命体とそれらを包み込む地球、更にその外に無限に広がる宇宙、その中でそれぞれが互いに調和しながら関わり合う。それが“平和”というものです。

【用語解説】

(注1) 拡大生産者責任

製品の製造者は、製品の性能だけでなく、製品が使用され、廃棄されるまでの環境影響に責任を持つという考え方。経済協力開発機構（OECD）がガイドラインを策定。日本では、家電、自動車などのリサイクル法にその考え方が適用されている。また、いわゆる適正処理困難な製品廃棄物に関する拡大生産者責任の制度的枠組みの整備が検討されている。

(注2) 世界遺産条約

1972年のユネスコ総会で採択された世界の文化遺産及び自然遺産を保護するための条約。世界遺産委員会で決定された自然遺産などは世界遺産リストに登録され、国際協力の下で保護。2003年7月現在、締約国は176か国、149の自然遺産が登録。日本では、自然遺産として、屋久島と白神山地がともに1993年に登録。

(注3) ラムサール条約

1971年にイランのラムサールで採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。条約の締約国になるには、少なくとも1箇所の湿地を指定し、条約事務局に登録することが義務づけられている。締約国は、自国の制度で湿地の保護を図る。日本では、2003年7月現在、釧路湿原、伊豆沼・内湖、クツチヤロ湖、トナイ湖、霧多布湿原、厚岸湖・別業辺牛湿原、谷津干潟、片野鶴池、琵琶湖、佐賀湖、漫湖、藤前干潟、宮島沼の13箇所が登録。

(注4) カルタヘナ議定書

1992年の地球サミットで署名された生物多様性条約に基づき、2000年に採択された「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」。遺伝子組み換え生物の国際移動が生物多様性に悪影響を与えることを防止することが目的。

(注5) リプロダクティブ・ヘルス（・ライツ）

出産を女性の固有の健康上の権利とする考え方。1994年のカイロの人口会議で提唱され、95年の北京の女性会議で女性の権利として確認。



地球憲章委員会

2003年8月末現在

アフリカ・中東地域

アラブ・チュニシヤ・チュニシヤ大統領（チュニシヤ）
バヌ・ピント・タリル王女・王女（ヨルダン）
ウンガリ・ヌータイ……………ケルソン・ベルト・ムーグメント（ケニア）
モハメッド・サノン……………国連大使、元アルシラント委員会委員（アルジェリア）

アジア太平洋地域

カムラ・チヨウドリ……………世界銀行環境と持続可能な開発に関する諮問委員会委員（インド）
A.T.アリヤラトネ……………サルゴオタヤ・シユラヌダナ財団会長（スリランカ）
広中和歌子……………参議院議員、元環境庁長官（日本）
ボウレーン・タンジオリ……………マオリ・インターナショナル理事（ニュージーランド）
エルナ・ウイトラ……………地域開発大臣（インドネシア）

ヨーロッパ地域

ミハイル・ゴリバチヨフ……………グリーン・クロス・インターナショナル会長（ロシア）
ピーター・カラメ……………Charles Leopold Mayer財団会長（フランス）
ルード・ベルベル……………WWF会長、元オランダ首相（オランダ）
フエデリコ・ライヨール……………元ユネスコ事務局長（スペイン）
ヘンリエッテ・ラヌムツェン……………教師、ジャーナリスト（北極・グリーンランド）
アラハム・ソータンブー……………グリーン・クロス・インターナショナル創設者（オランダ）

北米地域

モーリス・ストロング……………アース・カウンシル会長、リオ地球サミット事務局長（カナダ）
ジョン・ホイト……………アメリカ動物愛護会名誉会長（アメリカ）
エリザベス・メイ……………カナダ・シエラ・クラブ取締役（カナダ）
ステイーン・ロツクエー……………地球憲章起草委員会議長、ミドルベリー大学名誉教授（アメリカ）
セヴァーン・カリス・ヌスキ……………イエール大学学生、児童環境機構創設者（カナダ）

南米・カリブ海地域

マルセテス・ソーサ……………歌手（アルゼンチン）
リオナルド・ボフ……………神学者、リオデジヤネイロ州立大学教授（ブラジル）
ヨランダ・カカバウセ……………IUCN総裁（エクアドル）
シュリタヌ・ランファル……………[Our Country, The Planet] 著者（ガイアナ）



地球憲章推進日本委員会 (賛同者)

2003年9月末現在

愛知 和男 (元環境庁長官・前衆議院議員)	佐和 隆光 (京都大学教授)
秋葉 忠利 (広島市長)	菅原 文太 (俳優)
浅野 史郎 (宮城県知事)	鈴木 恒夫 (衆議院議員・元文部総務政務次官)
安達 隆子 (華道家元)	鈴木 基之 (国連大学副学長)
荒木 浩 (東京電力(株)顧問)	高橋 一生 (国際基督教大学教授)
石 弘之 (東京大学教授)	竹内 謙 (前鎌倉市長)
伊藤 正男 (前理化学研究所長)	竹内 恒夫 (国立環境研究所総務部長)
稲盛 和夫 (京セラ(株)取締役名誉会長)	立石 義雄 (オムロン(株)社長)
猪口 邦子 (運輸大使、上智大学教授)	田中 康夫 (長野県知事)
今井 通子 (登山家)	谷口 誠 (早稲田大学・現代中国総合研究所長)
梅原 猛 (哲学者)	嶋 謙一 (英国ウェールズ大学助教授)
岡崎トミ子 (参議院議員)	堂本 暁子 (千葉県知事)
岡崎 洋 (前神奈川県知事)	中野 進 (医師)
岡島 成行 (日本環境教育フォーラム常務理事)	C.W.ニコル (作家)
岡田 節人 (生物学者)	橋本大二郎 (高知県知事)
小川 絢子 (A SEED JAPAN元代表)	長谷川祐弘 (国連東チモール支援ミッション副代表)
小川 東洲 (書家)	羽田 孜 (衆議院議員・元総理大臣)
海部 俊樹 (衆議院議員・元総理大臣)	浜四津敏子 (参議院議員・元環境庁長官)
加藤 三郎 (環境文明研究所長)	早房 長治 (地球市民ジャーナリスト工房代表)
加藤 修一 (参議院議員)	原 剛 (早稲田大学教授)
加藤登紀子 (UNEP環境大使・歌手)	ハンス・フアン・ヒンケル (国連大学学長)
神尾 隆 (トヨタ自動車(株)専務取締役)	日高 敏隆 (総合地球環境学研究所長)
河合 雅雄 (生物学者)	広中 平祐 (数学者)
川那部浩哉 (滋賀県琵琶湖博物館館長)	広中 和歌子 (参議院議員・元環境庁長官)
川端五兵衛 (近江(八幡)市長)	廣野 良吉 (成蹊大学教授)
木内 孝 (THE FUTURE 500会長)	増田 寛也 (岩手県知事)
北川 正恭 (前三重県知事)	松下 和夫 (京都大学教授)
喜 多 郎 (作曲家・シンセサイザー奏者)	松田美夜子 (生活環境評論家)
國松 善次 (滋賀県知事)	松本 泰子 (国立環境研究所フェロー)
功刀 達朗 (国際基督教大学教授)	道田 良子 (デザイナー)
倉本 聰 (脚本家)	村田 純一 (村田機械(株)社長)
黒川 紀章 (建築家)	茂木友三郎 (キッコーマン(株)取締役社長)
黒田 玲子 (東京大学教授)	森篇 昭夫 (地球環境戦略研究機関理事)
見城美枝子 (エッセイスト)	安本 恒己 (GEA 地球環境行動会議事務局長)
幸田ジャーミン (環境ジャーナリスト)	谷津 義男 (衆議院議員・元農水大臣)
小杉 隆 (元文部大臣・前衆議院議員)	山本コータロー (歌手)
小宮山洋子 (衆議院議員)	湯川れい子 (評論家・作詞家)
近藤 次郎 (国際科学技術財団理事長)	吉井 讓 (東京大学教授)
	吉川 弘之 (前日本学術会議会長)



地球憲章イニシアティブ

「地球憲章イニシアティブ」は、地球憲章の支持を世界中にひろげることを目指しています。そのために「イニシアティブ」は、社会のあらゆる分野の個人や組織に地球憲章の理解を深め、その原則の実践を目指し、地球憲章を支持することをお願いしています。市民社会の個人や団体、企業や政府が地球憲章を支持することは、環境保護や、公正で持続可能、平和な世界の発展が支持されるということです。

さらに、個人や団体が地球憲章を支持することは、地球憲章の精神や目的を支持する決意表明であり、地球憲章をそれぞれの立場で適切に推進しようという意志を示すものでもあります。例えば、企業は、地球憲章に照らし合わせて経営を見直し、その活動が地球憲章の原則をよりよく反映するように修正することができるでしょうし、研修プログラム等に地球憲章を活用することもできるでしょう。地球憲章を支持することはまた、地球憲章の価値観を実践する決意でもあり、そのためにもわりの人々や組織と協力することも意味します。その他にも、地球憲章を支持する人々が「地球憲章イニシアティブ」の目的を促進・支援できる方法は数多くあり、皆様方の創意工夫とご努力に期待申し上げます。

また、個人、法人を問わず、次頁「地球憲章支持表明」にご署名いただき、標記のフアクシミリ、E-mail宛にお送りいただければ幸いです。

地球憲章支持表明

私たちは、地球憲章を支持します。私たちは地球憲章の精神と目的を受け入れます。私たちは公正、持続可能な世界を構築するための地球規模のパートナーシップに参加し、地球憲章の価値観や諸原則の実現のために努力することを誓います。

- 個人として支持します。
 団体として支持します。

氏名：フリガナ _____ 署名： _____

所属： _____

住所： 〒 _____

国籍： _____ 電話番号： _____

E-mail： _____ FAX： _____

(フリガナ線)

地球憲章—持続可能な未来に向けての価値と原則

2003年10月20日 初版発行

監修 地球憲章推進日本委員会
発行 ぎょうせい

本社 東京都中央区銀座7-4-12 (〒104-0061)
本部 東京都杉並区荻窪4-30-16 (〒167-8088)
編集 03-5349-6619
電話 営業 03-5349-6666
URL <http://www.gyosei.co.jp>

〈検印省略〉

*乱丁・落丁はお取り替えます。印刷 ぎょうせいデジタル株式会社
©2003 Printed in Japan
ISBN4-324-07250-7 (5106626-00-000)
〔略号：地球憲章〕



本書は、環境に配慮して、本文には再生紙を使用しています。

地球憲章推進日本委員会事務局

Earth Charter Commission Japan (ECCJ)

FAX:03-3502-8817 E-mail:eccej@on.rim.or.jp